

■ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準について

当院では歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準について、下記のとおり取り組んでおります。

◆口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている

◆院内感染防止対策等に関する指針策定

◆院内感染対策防止等に関する4年に1回以上の研修受講

◆従業員に対する院内感染防止対策定期研修の実施

なお、本件に関してご不明な点等ありましたら、歯科口腔外科までお問い合わせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和7年5月1日



学校法人国際医療福祉大学
国際医療福祉大学病院
病院長